

### (1) 住まい

#### ① 家を探す

---

##### 公的住宅

大阪府や泉佐野市などから、安く、家を借りることができます。

条件に合えば、外国人も、申し込むことができます。

たいていの場合、申し込む時期が決まっています。

抽選があります。抽選に当たった人だけ、住むことができます。

詳しいことは、次のサイトを見てください。

☆大阪府住宅供給公社

<https://www.osaka-kousha.or.jp/>

特定公共賃貸住宅

<https://www.osaka-kousha.or.jp/x-rsppref/index.html>

☆泉佐野市 市営住宅

[http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/toshi/kenchiku/menu/siejutaku\\_about.html](http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/toshi/kenchiku/menu/siejutaku_about.html)

☆UR住宅

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/kansai/>

##### 民間賃貸住宅

日本で家を借りるときは、たくさん決まりがあります。

## 2. 暮らしと住まい

よく理解して、契約してください。

家を借りるときは、はじめに、家賃の5～6か月分くらいのお金が必要です。

契約するときに、必要なお金	
家賃	<p>月ごとに払います。次の月の分を払います。最初の月は、2か月分の家賃を払います。</p> <p>(例) 1月から住みます → 1月分と2月分を払います</p>
敷金	<p>借りる人が家の持ち主にあずける保証金です。関西では、だいたい、家賃の1～3か月分です。引っ越すときに、家が壊れていたり、汚れていたら、修理やクリーニングのために、このお金を使います。修理やクリーニングをしたあと、残ったお金があれば、返ってきます。</p>
礼金	<p>契約したときに、家の持ち主に、お礼として払うお金です。だいたい、家賃の1～2か月分です。このお金は返ってきません。</p>
仲介手数料	<p>不動産屋に払う手数料です。だいたい、家賃の1か月分です。</p>
管理費・共益費  (アパートやマンションの場合)	<p>住んでいる人たちが、一緒に使う場所や、設備の管理、電気代、掃除などのために、毎月払うお金です。</p>

### ② 引越し

---

\* 転入：他の土地（市）から、新しい土地（市）に来て、住むこと

\* 転居：今住んでいる市の中で、別の場所に住むこと

\* 転出：今住んでいる土地（市）を出て、他の土地（市）に住むこと

#### A 泉佐野市へ転入します

外国から、はじめて、泉佐野市に来て、住みます

新しい住所に住み始めた日から、14日以内に、泉佐野市役所で、転入の手続きと、住民登録をしてください。

<もって行くもの>

- パスポート
- 在留カード（入国したときに、空港でもらった場合）

日本の他の市から来て、泉佐野市に住みます

新しい住所に住み始めた日から、14日以内に、泉佐野市役所で、転入の手続きと、在留カードの住所変更をしてください。

<もって行くもの>

- 前に住んでいたところの役所でもらった、転出証明書
- マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（マイナンバー通知カード、またはマイナンバーカード）
- 在留カード

## 2. 暮らしと住まい

### B 泉佐野市内で転居します

新しい住所に住み始めた日から、14日以内に、泉佐野市役所で、転居の手続きと、在留カードの住所変更をしてください

い

<持っていくもの>

- マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（マイナンバー通知カード、またはマイナンバーカード）
- 在留カード

### C 他の市へ転出します

泉佐野市役所で、転出の手続きをして、転出証明書をもらいます。（転出する日の14日前から、転出の手続きができます）

新しく住むところの役所で、転入の手続きをするときに、泉佐野市役所でもらった転出証明書が必要です。必ずもらってください。

<持っていくもの>

- 在留カード

### D 外国へ転出します

泉佐野市役所で、転出の手続きをします。（転出する日の14日前から、転出の手続きができます）

<持っていくもの>

- マイナンバー（個人番号）が確認できるもの（マイナンバー通知カード、またはマイナンバーカード）
- 在留カード

その他の必要な手続きについては、市民課に聞いてください。

## 2. 暮らしと住まい

★<sup>てつづ</sup>手続き・<sup>あ</sup>問い合わせ

<sup>しみんか</sup>  
市民課

<sup>でんわばんごう</sup>  
電話番号 072-463-1212 (<sup>ないせん</sup>内線2111～2118)

### ③ 町内会・自治会

---

日本には、「町内会」や「自治会」があります。これは、地域の住民組織です。

住民が払うお金で、活動します。

活動：

- 防犯活動
- 防災訓練
- 住民同士の交流活動（例：お祭り）
- 近くの公園などのそうじ

町内会/自治会に入ると、あなたの家に、回覧板が来ます。

回覧板には、役所などからの大切なお知らせが書いてあります。

よんだら、次の人に渡します。

### ④ ペット

---

ペットの鳴き声や、ふんは、近所の人とのトラブルになります。

泉佐野市では、犬のふんを道路に捨てると、罰金を払わなければなりません。

ペットを飼う人は、ルールとマナーを、きちんと守ってください。

ペットを飼ってはいけないアパートやマンションがあります。部屋を借りるときに、必ず確認してください。

#### **犬を飼う人**

##### <手続き>

- 動物病院で、年1回、注射（狂犬病予防注射）をします（生まれてから91日以上の子犬）  
その後、泉佐野市役所で、注射済みの登録をします（登録のお金：550円）
- 犬を登録します（登録のお金：3,000円）
- 飼う人の住所や名前などが変わったときに、知らせます
- 飼う人が変わったときに、知らせます
- 犬が死んだときに、知らせます

##### ★手続き・問い合わせ

#### 健康推進課

電話番号 072-463-1212（内線2311～2318）